

入 札 心 得

令和8年7月1日改正

入札に際しては、特に下記事項に留意のうえ入札を行うものとする。

記

- 1 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、松戸市財務規則(昭和57年松戸市規則第9号)その他関係法令を遵守し、契約書案、設計書、仕様書、図面及び現場状況を把握したうえ入札に臨むこと。

電子入札による契約に係る事務の取扱いについては、入札心得(電子入札用)の定めるところによる。

2 入札に参加できる者

- (1)一般競争入札においては、入札公告に定める入札参加資格要件を満たした者
- (2)指名競争入札においては、指名通知を受けた者

3 入札書の提出

- (1)入札参加者は、入札に際し、代理人を依頼する場合には委任状(市が指定した様式)を提出しなければならない。なお、委任状の代理人氏名の横に当日、代理人が使用する印鑑を押印していない委任状は、受理はしない。
- (2)入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。
- (3)入札参加者及びその代理人は、当該入札における他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4)入札参加者は、指定の日時、場所に出頭し、持参した入札書(市が指定した様式)に必要な事項を記入したうえ、記名押印するとともに、封筒に入れ、入札執行者の指示に従い入札箱に投函すること。
- (5)入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印するか若しくは入札書中の余白に訂正事項を記載し、押印しなければならない。
ただし、金額の訂正はいかなる場合も認めない。
- (6)入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を投函するまで入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。
 - ① 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参、又は郵送(入札期日の前日までに到着するものに限る。)すること。
 - ② 入札執行中にあつては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を提出すること。
- (3) 入札参加者は、入札辞退届を提出した後は、撤回をすることはできない。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

5 未入札

入札参加者が、開札開始日時までに入札書又は入札辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

6 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしてはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格、入札意思又は内訳書その他提出する書類(次項において「入札書等」という。)についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格、入札意思又は入札書等を開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

7 入札の保証

- (1) 入札参加者は、当該入札に際し、松戸市財務規則第129条第1項から第3項までの規定により、入札保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、松戸市財務規則第129条第1項但し書きの各号に該当する場合は、その全部又は一部を免除することができる。
- (3) 第1号の入札保証金又はこれに代わる担保に係る額は、見積もる契約金額(税込み)の100分の5以上としなければならない。

※単価により契約を行う場合の見積もる契約金額(税込み)とは、契約単価に予定数量を乗じ、消費税相当額を加算した額とする。

8 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となった者のした入札
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札
- (10) 予定価格を事前公表している場合は予定価格を超える入札
- (11) 松戸市低入札価格調査実施要綱で無効とされた入札
- (12) 松戸市総合評価方式において、失格と評価された者のした入札
- (13) 内訳書の提出を求めている入札において、その提出がない入札又は積算等によりその内容が不明瞭である入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

9 失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る入札
- (2) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行が困難と決定した者のした入札
- (3) 松戸市低入札価格調査実施要綱で失格とされる入札

10 再度入札

- (1) 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合は、再度入札を行うものとする。

この場合の入札は原則1回とする。(予定価格を事前公表している入札を除く)

- (2) 再度入札を行う場合、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加できないものとする。

- ① 1回目の入札が無効又は失格となった者。
- ② 1回目の入札に参加しない又は辞退した者。

11 落札者の決定

落札者の決定については、入札を行った者のうち予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。なお、最低制限価格を設けた場合には予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

事後審査型一般競争入札の場合は、松戸市事後審査型一般競争入札等要領による。また、低入札価格調査、総合評価方式の対象案件の場合には、松戸市低入札価格調査実施要綱、松戸市建設工事総合評価一般競争入札実施要領、及び公告文等に従い、落札者を決定するものとする。

12 同価格又は同評価値者の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格又は同評価値者の入札をしたものが二人以上あるときは、直ちにくじを実施し、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 契約の保証

(1) 落札者は、当該契約に際し、松戸市財務規則第143条第1項及び第2項の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しなければならない。

(2) 前号の規定にかかわらず、松戸市財務規則第143条第3項に該当する場合においては、その全部又は一部を免除することができる。

(3) 第1号の契約保証金又はこれに代わる担保に係る額は、契約金額(税込み)の100分の10(落札者が低入札価格調査を受けた者である場合は10分の3)以上としなければならない。

※単価により契約を行う場合は、別途指示するものとする。

14 落札決定後の契約辞退

落札者は落札決定後、原則として契約の辞退を申し出ることができない。落札者が契約の辞退を申し出た場合は、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準により、指名停止等の措置を講ずることができるものとする。

15 異議の申立て

入札をした者は、入札後、入札心得、契約書案、設計書、仕様書、図面等についての不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

16 入札のとりやめ等

- (1) 入札参加者が1人である場合においては、原則として入札を中止とする。
- (2) 入札の執行は、市の都合により保留、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等のおそれがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。

17 免税事業者の届出

落札者が消費税の免税事業者の場合においては、落札決定後直ちに免税事業者である旨を届出ること。

18 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。落札者が規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失うことがある。